

高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領（令和7年7月1日制定）の一部を次のように改定する。

令和8年7月1日

改定前(R7. 7. 1版)	改定後(R8. 7. 1版)
高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領 （略） （用語の定義） 第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。 （略） （4） 現場閉所日とは、あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場施工も実施しない日のことをいう。（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除く） （5） 現場施工とは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）における、現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいう。 _____ _____ （6） 現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数を対象期間内の日数で除した割合をいう。 （7） 休日率とは、対象期間内_____の休日総数を対象期間内の総日数で除した割合をいう。 _____ _____	高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領 （略） （用語の定義） 第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。 （略） （4） 現場閉所日とは、あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場施工も実施しない日のことをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。 （5） 現場施工とは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）における、現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいう。 （ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除く） （6） 現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数を対象期間内の日数で除した割合をいう。 （7） 休日率とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日総数を対象期間内の総日数で除した割合をいう。 （8） 4週8休とは、通期の週休2日及び月単位の週休2日において、現場閉所率28.5%以上の休日を確保した状態をいう。

改定前	改定後
(対象工事) 第3条 発注者は、高知市上下水道局が発注する全ての工事（営繕工事(建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるもの)を除く。)を月単位の週休2日制工事の対象として発注することを原則とする。ただし、現場施工日数が7日未満の工事については対象外とする。 また、社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事等)で現場閉所ができない場合又は受注者から週休2日交替制工事で実施する旨の申出(別紙2参照)があり、発注者が適当と認めた場合においては、週休2日交替制工事として発注又は実施する。 (略) (実施方法) 第6条 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制工事の対象である旨を明示(別紙1参照)するものとする。 2 週単位の週休2日(完全週休2日(土日))の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2-1参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 3 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。 4 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照) 5 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。	(対象工事) 第3条 発注者は、高知市上下水道局が発注する全ての工事（営繕工事(建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるもの)を除く。)を月単位の週休2日制工事の対象として発注することを原則とする。なお、営繕工事については、別途定める「高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領（営繕工事編）による。 また、社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事等)で現場閉所ができない場合又は受注者から週休2日交替制工事で実施する旨の申出(別紙2参照)があり、発注者が適当と認めた場合においては、週休2日交替制工事として発注又は実施する。 ただし、現場施工日数が7日未満の工事については対象外とする。 (略) (実施方法) 第6条 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制工事の対象である旨を明示(別紙1参照)するものとする。 2 週単位の週休2日(完全週休2日(土日))の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2-1参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 3 受注者は、施工計画書の提出時に休工日の予定を記載した計画表を作成し、監督職員と協議する。 4 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照) 5 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

改定前	改定後
行うものとする。また、受注者が週単位の週休2日(完全週休2日(土日))の実施を希望し、これが達成されたと認められる場合は、現場閉所の完全週休2日(土日)の補正(交替制工事の場合は、交替制の月単位、又は完全週休2日の補正)をして契約変更を行うものとする。 2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。 (1) 週休2日制工事(月単位) ア 対象期間において、全ての月で現場閉所率を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。 イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。 ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所率を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で 28.5%に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。 (2) 週休2日制工事(週単位(完全週休2日(土日))) ア 対象期間において、全ての週で土日閉所されていることを確認し、閉所できていない場合は、週単位(完全週休2日(土日))の経費等の補正を行わない。ただし、第5条第1項(1)の規定により休工日を振り替えた場合を除く。 イ 対象期間において、現場閉所率を確認し、通期で 28.5%に満たない場合は、週単位(完全週休2日(土日))の経費等の補正を行わない。 (3) 週休2日交替制工事(月単位) ア 対象期間において、全ての月で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(休日率)を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。 イ 暦上の土曜日、日曜日での現場閉所で 28.5%に満たない月は、技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(休日率)が、その月の土曜日、日曜日の合計日数の割合以上である場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。	(1) 週休2日制工事(月単位) ア 対象期間において、全ての月で現場閉所率を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の週休2日を達成したとみなさない。 イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。 ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所率を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で 28.5%に満たない場合は、月単位の週休2日を達成したとみなさない。 (2) 週休2日制工事(週単位(完全週休2日(土日))) ア 対象期間において、全ての週で土日閉所されていることを確認し、閉所できていない場合は、週単位(完全週休2日(土日))の週休2日を達成したとみなさない。ただし、第5条第1項(1)の規定により休工日を振り替えた場合を除く。 イ 対象期間において、現場閉所率を確認し、通期で 28.5%に満たない場合は、週単位(完全週休2日(土日))の週休2日を達成したとみなさない。 (3) 週休2日交替制工事(月単位) ア 対象期間において、全ての月で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(休日率)を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の週休2日を達成したとみなさない。 イ 暦上の土曜日、日曜日での現場閉所で 28.5%に満たない月は、技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(休日率)が、その月の土曜日、日曜日の合計日数の割合以上である場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。

改定前	改定後
ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。 （4）週休2日交替制工事（週単位（完全週休2日）） ア 対象期間において、全ての週で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、28.5%に満たない週がある場合は、週単位(完全週休2日)の経費等の補正を行わない。 イ 対象期間が7日未満の週については、その週の技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、週単位(完全週休2日)の経費等の補正を行わない。 3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。 （工事成績評定） 第8条 対象工事のうち月単位又は週単位(完全週休2日(土日)、完全週休2日)を達成した場合は、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても 減点は行わない。 （略） 附則 この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。	ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の週休2日を達成したとみなさない。 （4）週休2日交替制工事（週単位（完全週休2日）） ア 対象期間において、全ての週で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、28.5%に満たない週がある場合は、週単位(完全週休2日)の週休2日を達成したとみなさない。 イ 対象期間が7日未満の週については、その週の技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、週単位(完全週休2日)の週休2日を達成したとみなさない。 2 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。 （工事成績評定） 第8条 対象工事のうち月単位又は週単位(完全週休2日(土日)、完全週休2日)を達成した場合は、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても原則、減点は行わない。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定に反映する。 （略） 附則 この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。 附則 この要領は、令和8年7月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。

